

大泉町都市計画道路見直し方針策定業務
仕様書

令和8年
大泉町

1. 業務名

大泉町都市計画道路見直し方針策定業務

2. 目的

本業務は、平成18年に群馬県が制定した「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」（平成29年3月一部改訂）に基づき、本町における道路網等の検証を行った上で、未整備（一部着手、長期未着手）の都市計画道路の在り方について検証を行うものである。

また、本町における未整備の都市計画道路（見直し対象路線）については、小舞木寄木戸線、吉田小泉線、谷向線及び松塚原前線の4路線となる。

なお、見直し方針の策定にあたっては、隣接する太田市（同じ都市計画区域）において、既に方針が策定済であることに留意すること。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 業務の対象区域

大泉町全域

5. 業務委託内容

年度ごとに行う業務内容については、以下のとおりとするが、本内容は都市計画道路見直し方針の策定に必要と考えられる事項を示したものであり、受注者の提案内容により調整することがある。また、都市計画道路見直し方針の策定にあたっては、本仕様書に示す事項に加え、都市計画ガイドライン（都市計画道路見直し編）及び発注者からの貸与資料を把握の上、検討や整理を進めるものとする。

（1）令和8年度

①将来の都市像、まちづくりの方向性の整理

見直し対象路線及び周辺地域について、上位計画である大泉町総合計画や大泉町都市計画マスタープラン、東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）などを踏まえ、群馬県及び本

町における将来都市像やまちづくりの方向性について、既往資料等により整理する。

②都市計画道路見直しの背景の整理

対象となる4路線に関する都市計画決定時から現在に至るまでの状況、見直しに至る背景などを既往資料等により、整理する。

③検討対象路線の現況整理

対象となる4路線や周辺の現況について、既往資料や現地調査等により整理する。更に路線の図面を基に代表的な断面における都市計画幅員や現況幅員を整理し、各路線の道路規格と設計基準交通量の推計を行う。また、現況幅員における設計基準交通量が将来交通量を超過しないかを確認する。なお、各路線の代表的な断面における図面、将来交通量（過年度の推計結果）は発注者より貸与する。

④路線の必要性検証

上位計画等における路線の位置付けの変化の検証、道路機能に基づく都市計画決定当時と現時点での二時点間の各種評価項目に基づく検証、代替道路の有無による検証を行い、路線の必要性の検証を行う。

(2) 令和9年度

①路線の実現性の検証

地形地物の制約や不整合の有無により線形等で問題がないかどうか等の路線の実現性について、検証を行う。

②総合評価

上記(1)④及び(2)①の検証結果を踏まえて路線ごとに評価カルテを作成し、総合的な観点から「存続路線・区間」、「廃止路線・区間」、「変更路線・区間」候補の路線・区間を定め、見直し(素案)を検討する。

③道路ネットワークの検証

見直し(素案)による道路網への影響について((2)②の総合評価で廃止候補と設定した路線、区間を除いたネットワークにおける)将来交通量の推計を行い、得られた将来交通量について混雑度を指標とした交通処理能力の検証を行う。

④見直し方針(素案)の作成

上記（１）及び（２）を踏まえ、本業務における調査や検討結果を基に、都市計画道路見直し方針（素案）及び概要版（A3版・両面1枚・中折）を分かりやすく作成する。（データ作成）

⑤パブリックコメントの実施

都市計画道路見直し方針（素案）の内容について、広く町民からの意見を聴取するため、大泉町パブリックコメント手続実施要綱（平成23年大泉町告示第2号）に基づき、パブリックコメントを1回実施する。また、受注者は、パブリックコメントの資料作成や質疑等への対応を行う。

⑥説明会の開催

都市計画道路見直し方針（素案）が定まった時点で、都市計画道路沿線上の住民向けに説明会を1回程度開催し、より身近な意見等を聴取する。

※会場設営及び議事録の作成は、発注者側で対応する。

（３）令和8年度・令和9年度共通

①見直し検討委員会の開催

関係機関の意見等を見直し方針に反映させるため、学識経験者等を交えた見直し検討委員会を全体で3回程度開催する。また、見直し検討委員会は都市整備課が事務局となり、受注者は会議資料の作成及び会議への参加を行う。

※会場設営及び議事録の作成は、発注者側で対応する。

※会議の回数については、受注者と協議の上、変更になることがある。

②打合せ

打合せに関しては、令和8年度に3回程度、令和9年度に3回程度を想定している。なお、開催形式については、対面又はWebの形式を問わない。

6. 技術者の保有資格に関する要件

以下の要件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

（１）管理技術者

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者であること。

②令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類

似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績を有すること。

(2) 照査技術者

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者であること。

②令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績を有すること。

③管理技術者を兼務することはできない。

(3) 担当技術者

①適正に業務を実施する者であること。

②技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者であること。

③令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績を有すること。

7. 成果品

(1) 令和8年度

- | | |
|------------------------|----|
| ①大泉町都市計画道路見直し方針（中間報告書） | 1部 |
| ②参考資料 | 1部 |
| ③上記電子データ（正、副各1部） | 1式 |

(2) 令和9年度

- | | |
|----------------------|----|
| ①大泉町都市計画道路見直し方針及び概要版 | 1部 |
| ②参考資料 | 1部 |
| ③上記電子データ（正、副各1部） | 1式 |
| ④その他発注者が指示するもの | |

8. 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報を他に利用又は開示をしてはならない。

また、本業務の実施にあたり、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

9. 個人情報の取扱

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た個人情報については、業務履行期間中及び完了後も第三者に漏らしてはならない。

10. その他

- (1) 本業務を実施する際は、発注者と十分な協議のもとに進めることとする。
- (2) 本仕様書に記載された事項は、プロポーザルに際しての企画提案作成のための基本的なものであり、受注候補者の選定後、提案書に基づき、発注者と受注者で協議を行い、詳細を定めるものとする。そのため、仕様書に記載されていない事項でも重要と考えられる内容については、提案するものとする。
- (3) 本業務により取得した全ての財産及び成果物等の著作権は発注者に帰属する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。